

守山市議会

政務活動費運用マニュアル

政務活動費は、守山市議会政務活動費の交付に関する条例、守山市議会政務活動費の交付に関する規則、守山市議会政務活動費の執行に関する規程、および守山市議会政務活動費の公表に関する要綱に基き運用しています。

適正な支出と使途の透明性の確保のために、本マニュアルを策定しました。
(令和6年度の政務活動費より適用)

令和6年11月

1 政務活動費とは

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき制定された「守山市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、守山市議会議員の調査研究に資するための経費の一部として、議会における会派に対し交付される費用です。

2 交付の概要

(1) 対象(条例第2条)

守山市議会議長に結成を届け出た会派 (所属議員が1人の場合も含む)

(2) 額と交付方法(条例第3条、第4条)

年額250,000円×当該年度の初日における当該会派の所属議員数
下記の場合は月割で交付等をします。

項目	種別	月割計算方法(千円未満切捨て)
任期の最終年	交付	任期満了日の属する月まで
年度途中の 会派結成	交付	結成された日の属する月の翌月から当該年度末まで (結成日が1日の場合は、当月から当該年度末まで)
年度途中の所属 議員の異動(増)	追加 交付	異動が生じた日の属する月の翌月から当該年度末まで (異動日が1日の場合は、当月から当該年度末まで)
年度途中の所属 議員の異動(減)	返還	異動が生じた日の属する月の翌月から当該年度末まで (異動日が1日の場合は、当月から当該年度末まで)
年度途中の 会派解散	返還	解散した日の属する月の翌月から当該年度末まで (解散日が1日の場合は、当月から当該年度末まで)

(3) 経理責任者(条例第6条)

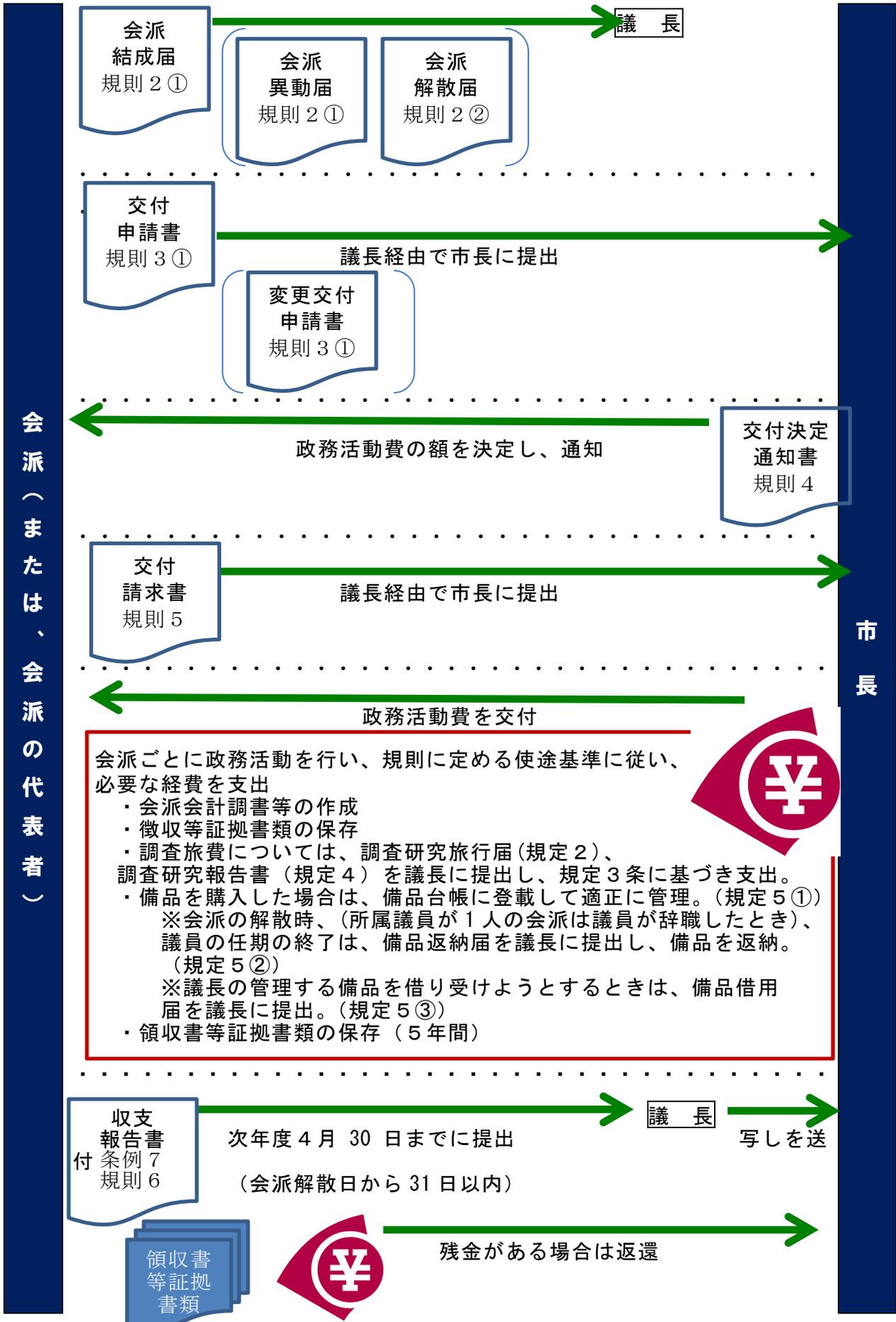
政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければなりません。

3 政務活動費による活動状況の公開

政務活動費の透明性を高めることにより市民との信頼関係を深めることを目的に、政務活動費の用途について市議会のホームページで公開しています。(守山市議会政務活動費の公表に関する要綱)

また、令和6年度の政務活動費より、領収書、支出調書、請求書および活動報告書のすべてを(個人情報を除く)市ホームページにおいて公開します。

4 政務活動費のながれ



5 政務活動費の執行上の基本方針

政務活動費は、必要性和合理性が認められ、かつ、公益性が認められるものでなければなりません。具体的には、次に掲げる事項に該当すると認められる活動であることが必要です。

- (1) 市政に関する施策や課題に対する調査研究活動
- (2) 市民の意思を把握し、市政に反映させるための調査研究活動
- (3) 市民福祉の向上と市政の発展に必要な調査研究活動

6 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、規則に定める用途基準に従って使用し、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはいけません。（条例第5条第1項）

- (1) 政務活動に要する経費に充てることができるもの（条例第5条第2項）

項目	内容
研究 研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費または会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のため必要な先進地調査または現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料 作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料 購入費	会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費（広報紙、報告書等印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政および会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
その他 の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費（人件費、事務所費等）

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各会派の責任において、適切に取り扱わなければなりません。

- ア 政務活動に要した金額や様態等の妥当性があること
- イ 適正な手続きがなされていること
- ウ 支出についての説明ができるよう書類等が整理されていること

費目ごとの詳細はP10以降でご確認ください。執行前に事務局にご相談ください。

政務活動費は次に掲げる経費には支出できません。

項目	具体例
交際費的経費	祝金、香典、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会への出席に要する経費、見舞金、せん別、中元、歳暮、祝電・弔電等の儀礼に要する経費、名刺の印刷、年賀状等の購入、パーティ券購入等に要する経費
政党及び政治団体活動経費	党費、党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費、政党及び政治団体活動の経費、政党の広報紙やパンフレット等の印刷・発送経費、政党組織の事務所設置及び維持管理に要する経費
選挙活動経費	選挙運動及び選挙活動に要する経費、選挙用のポスター・ビラ等の作成・印刷経費、選挙活動に掛かる事務所設置に要する経費（人件費を含む。）、各種選挙時の各種団体への支援依頼等に要する経費
後援会活動経費	後援会の会費、後援会の広報紙やパンフレット等の印刷・発送経費、後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費（人件費を含む）、後援会主催行事に要する経費
その他	条例の趣旨に合致しない経費、公職選挙法等の法令の規定に抵触する経費、私的な活動経費、飲食経費（会議等で提供する茶菓子代を除く）、レクリエーション経費、冷蔵庫等、政務活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費、社会通念上妥当な範囲を超える経費

7 旅費の取り扱い

守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例第6条に基づき支出します。（規定3）

第6条 議員が、公務のために内国旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とし、それぞれの支給額は、別表第2に定めるところによる。

3 議員が、公務のために第1項に定める以外の旅行をしたときは、一般職の職員の旅費の例により、費用弁償を支給する。

別表第2（第6条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1 kmにつき)	日当 (1 日につき)	宿泊料	食卓料 (1夜につき)
1等運賃	上級運賃	実費	18円	3,000円	甲地方14,800 乙地方13,300	3,000

鉄道賃等について

- (1) インターネットのエキスパートによる行程表を添付する
- (2) 特急料金、座席指定料金の取り扱いについては、利用区間が100km以上の場合のみ。
- (3) グリーン車の利用は認められない。
- (4) 地下鉄、バス料金については、実際の経路に支出する。

宿泊料・食卓料について

- (1) 宿泊料は1泊につき、甲地方（東京都、政令指定都市）は14,800円、乙地方（甲地方以外）は、13,300円とする。
- (2) 宿泊施設を指定されている場合は、指定された額とする。
※指定された額に食事代が含まれていない場合は、指定された額に朝・夕食代として食卓料3,000円を支出します。

日当について

日当は1日につき3,000円。以下の場合には減額となる。

- ・ 県外の旅行で、鉄道100km未満、水路50km未満、陸路25km未満（往復）の旅行の場合（天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く）⇒1/2の額（1,500円）
- ・ 議員負担の交通費実費が伴わない場合、また、旅行期間中における移動の伴わない日程の場合（目的地付近で宿泊先を確保できない場合なども、宿泊先までの交通費を支給し、日当の1/2を減額調整する）⇒1/2を減額（1,500円）

※タクシーの利用は以下基準による

- ①公共交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合（経路が2km以上）
 - ②緊急性や時間的な制約によりタクシー以外の公共交通機関による移動では、研修に支障をきたす場合
 - ③研修の目的、内容等によりタクシーを利用することが合理的である場合
- ・午前のみ、午後のみ旅行など昼食を要しないことが明らかな場合、または、研修等において昼食の提供があった場合⇒1/2を減額（1,500円）

8 備品の取り扱い

会派で使用する備品の購入については、政務活動に直接的に必要性があると認められるものであれば、支出することができます。政務活動での使用頻度により按分が必要です。

守山市議会政務活動費の執行に関する規程 第5条に基づき適正に管理してください。

第5条 会派の代表者は、政務活動費で購入した備品を備品台帳に登載して適正に管理しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が解散したとき(所属議員が1人の会派の議員が辞職したときを含む。)または議員の任期が終了するときは、備品返納届を議長に提出し、備品を返納しなければならない。この場合において、当該返納を受けた備品の管理は議長が行うものとする。
- 3 会派の代表者は、議長の管理する備品を借り受けようとするときは、備品借用届を議長に提出しなければならない。

- (1) 備品を購入した場合は、備品台帳に記載する
- (2) 会派が解散したとき（1人会派の場合は、議員が辞職したときを含む）、議員の任期が終了するときは、備品返納届けを議長に提出し、備品を返納する。
- (3) 返納された備品は議長管理となるので、借り受けようとする場合は備品借用届けを議長に提出。

※運用 改選前の会派と、改選後の会派が実質的に継続する場合、備品は改選後の会派が継承しています。

備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約を推奨します。

- ・政務活動での使用頻度により按分が必要です。
- ・リース契約書の写しを証拠書類として収支報告書に添付してください

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ&A(参考指針)」より

Q 備品、事務用品、事務機器等の事務所費に対する支出の適否について、どのような基準で判断すべきですか。

A 上記品目に対する政務活動費の充当については、これを一律に認めないという判例等はありません。しかし、これらが政務活動以外に利用される可能性が高いことが想定されており、多くの判例等において按分すべき旨の判断を行い、具体的な用途目的や使用頻度等を正確に把握することが困難と考えられ、具体的な使用実態を裏付ける証拠がない場合、その割合を50%としていますので、政務活動費の充当率は、50%を基本として支出することが考えられます。

判例

【平成24年(行ウ)第12号(平成27年8月11日 長崎地裁)】

事務機器の利用料(リース料やコピー代等)については、当該支出をした相手方議員らからその割合等についての合理的説明がない場合には、条理上、その2分の1は目的外支出というのが相当である。

9 政務活動費での支払い方法

支払方法		事務局へ提出する書類	ポイントが付与された場合の取り扱い
現金払い	硬貨または紙幣による支払い	領収書 または レシート	領収書またはレシートに記載されたポイント額を、値引き分として現金換算し、支出金額から差し引く
	現金のチャージおよび使用によりポイントが発生しないもので、さらにクレジットカード等と連携していないもの 【例：ICOCA】	領収書 または レシート、 利用履歴など支払いの事実が確認できるもの	(例：HOPカード、Pontaポイントカード、dポイントカード など) <u>※1 ポイントの換算額が不明な場合は、一律支払額の1.0%を差引く</u>
クレジットカード払い		領収書および利用明細書 または レシートおよび利用明細書	領収書等でポイント確認できる場合は、そのポイント額を、値引き分として現金換算し、支出金額から差し引く 領収書等で確認できない場合は、 <u>一律2.0%を差引く</u> <u>(各カード会社の還元率の最大値)</u>
電子マネー払い	現金でチャージした場合にポイントが発生するもの 【例：Edy、nanaco、WAON など】	領収書、 利用明細書、 サイトで利用履歴を印刷したものなど支払の事実が確認できるもの	領収書等でポイント額が確認できる場合は、そのポイント額を値引き分として現金換算し、支出金額から差し引く 領収書等で確認できない場合は、 <u>一律2.0%を差引く</u> <u>(各電子マネーサービスの還元率の最大値)</u>
	クレジットカードとの連携によりポイントが発生するもの 【例：モバイルイコカ】		
	モバイルアプリ 【例：PayPay、LINEPay、auPay、d払いなど】	<u>領収書及び決済画面のスクリーンショットを印刷したもの</u> <u>(支払いの事実及びポイントが確認できるもの)</u>	

※マイルは貯めないこと（航空券の購入、その他の支払い等）

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ&A(参考指針)」より

Q クレジットカードの使用は可能ですか。また、クレジットカードの使用に伴い生じるポイントの取扱いは、どのようにすれば良いのですか。

A 政務活動費の支払においてクレジットカードを使用することを認めない判例等は見当たりませんので、クレジットカードの使用自体は可能と考えられます。クレジットカードの使用により生じるポイントについて、政務活動費を支出して物品を購入する際に、その一部にこれを充てることを否定する判例等は見当たりません。しかし、住民の立場から見れば、政務活動費の支出でポイントを得ること自体、利益を得ているため、許されないと受け止められる可能性があるとの意見もあります。ポイントを用いて物品を購入することについても同様と考えられます。

このことを踏まえ、各市議会の判断でポイントの扱いについてあらかじめ取り決めをしておくことも一案と考えられます。

10 領収書等の注意点

(1) 領収書の注意点

The diagram shows a receipt form with the following fields and callouts:

- ① 宛名 (Recipient name): 様
- 金額 (Amount): ¥00,000,000 円
- ② 但し書き (Description of purchase): 200*年*月*日 上記正に領収いたしました
- ③ 日付 (Date): 200*年*月*日
- ④ 発行者 (発行者) (Issuer): 〒***-**** (住所) (氏名) TEL ****-***-****
- ⑤ 収入印紙 (Receipt paper): No.
- 内訳 (Details): 円, 税抜金額 (円), 消費税額(%) (円)

項目	注意点
①宛名	会派名が記載されていること (×個人名、後援会名等)
②但し書き	支出した内容が具体的に記載されていること (×お品代、商品代)
③日付	交付年度中の日付が記載されていること
④発行者 (支払先)	記名押印がされていること
⑤収入印紙	消費税を除いて5万円以上の支出の場合、収入印紙の貼付と消印の押印があること (印紙税法上、貼付を要しないものを除く)

領収書の形式が不十分な場合は、成果物や購入した物がわかるものを貼付するか、貼付が難しい場合は保管してください。

(2) その他の注意点

項目	注意点
レシート	レシートは、日付、宛名、品目、金額の記載のあるものについては、領収書として取り扱うことができる。(感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるので、コピーをして原本とともに貼付してください。)
振り込み 明細書	A T Mを利用し、振り込みによる支払いを行った場合は、明細書の日付、依頼人(会派名)、受取人、金額の記載があるものに限り、銀行等の振り込み手数料を含めて、領収書に代わるものとして取り扱うことができる。

11 費目ごとの詳細

研究研修費	
内容	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費または会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
主な例	会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等
支出できないもの	×研究会、研修会の会場としては不相当と考えられる場所(飲食物の提供を主とする場所等)の会場借上料 ×飲食を主目的とする会合に出席する場合の会費(懇親会、祝賀会、記念式典等) ×会派や議員間の懇親を目的とした会の開催または参加に要する経費 ×政治団体、後援会等の行う大会、研修会への参加に要する経費 ×私的活動および観光を目的とする研修会への参加に要する経費
留意事項	旅費の支出は、守山市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定を準用して算定(詳細は、P 5の旅費の取り扱いを参照)し、あらかじめ調査研究旅行届を議長あてに提出(規定2)し、研修終了後、速やか(1週間を目処)に調査研究報告書(研修先での配付資料等を添付)を、議長あてに提出すること。

調査旅費	
内容	会派の行う調査研究活動のため必要な先進地調査または現地調査に要する経費
主な例	交通費、宿泊費等 ・ 旅費 ・ 視察行程上必要な場合のレンタカー代、バス借り上げ料 ・ 先進地調査に伴う4,000円までの手土産代 ・ 正当な理由（公務・病気等）に基づくキャンセル料
支出できないもの	・ 飲食代 ・ 要望活動の旅費
留意事項	(1) 旅費の支出は、守山市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定を準用して算定（詳細は、P5の旅費の取り扱いを参照）し、あらかじめ調査研究旅行届を議長あてに提出（規定2）し、研修終了後、速やか（1週間を目処）に調査研究報告書（研修先での配付資料等を添付）を、議長あてに提出すること (2) 視察先選定、計画立案、実施、報告について 事前調査を実施するなど、次の点につき明確に説明できるようにしておく。 ア 調査研究目的と市政、行政課題等の関連性 イ 調査研究方法と内容等に関する具体性 ウ 調査研究方法の妥当性 エ 調査研究活動と支出経費との相当性 オ 調査研究結果の作成と保存 (3) 視察時期 年度末又は任期最後の定例会終了後から任期末日までの間の視察については、調査結果の議会活動への反映等の観点から、十分な留意を要する。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ&A(参考指針)」より

Q 調査旅費に対する支出の適否について、どのような基準で判断すべきですか。

A 調査旅費の支出が認められる基準として、判例等では、①普通公共団体の施策等について見聞を広めることを目的として日程、訪問地等が選定されていること、②上記目的に沿って訪問調査が実施されていること、③訪問先で中味のある説明や質疑応答がされていること、④訪問調査が行程の主要な部分を占めていること、⑤旅行の費用が目的・効果との関係で著しく高額でないこと、という各要件が満たされていなければならないとされています。【平成17年(行コ)第14号(平成19年2月9日 札幌高裁)】、【原審:平成15年(行ウ)第2号(平成17年8月22日 函館地裁)】言い換えれば、調査の目的及び内容が市政との関連性を有していることが必要です。

資料作成費	
内容	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
主な例	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等
支出できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政務活動とは関連のない内容が記載されている文書の印刷経費 ・ 政務活動とは関連のない事務機器購入・リース代

資料購入費	
内容	会派の行う調査研究活動のため必要な図書、資料等の購入に要する経費
主な例	書籍購入費、新聞購読料 等
支出できないもの	<ul style="list-style-type: none"> × 議会事務局等で閲覧可能な新聞代 × 週刊誌等の雑誌類やスポーツ新聞 × 選挙活動や政党活動に使用する資料等の購入費 × 図書券、図書カード
留意事項	書籍購入費については、領収書（納品書、請求書でも可）に書籍名を明記するか、明細書を添付すること

広報費	
内容	会派の調査研究活動、議会活動および市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費
主な例	広報紙、報告書等印刷費、送料、会場費、ホームページ作成・維持管理経費等
支出できないもの	×政党活動、後援会活動、選挙活動、交際的活動に伴う広報紙の発行やホームページ作成・維持管理に要する経費 ×議員の個人広報紙の発行やホームページ作成・維持管理に要する経費
留意事項	<p>広報紙・報告書等印刷費の支出については、収支報告書に成果物を添付することとし、対象経費は下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数へ配付する広報紙製作に係る経費（印刷製本費、封筒代） ・ 不特定多数への配付に係る経費（新聞折り込み料、ポスティング委託） <p>政務活動に関する部分とその他の活動に関する部分の面積比率か、全体との比較で与える印象によって按分率を認定する判例が多いことから、下記(1)から(5)のみを政務活動に関する部分とし、その面積のみ政務活動費の充当可とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会派の市政に対する方針、提言、政策発表等 (2) 定例会等における会派議員の質疑・応答内容 (3) 議案や請願に対する会派の賛否の態度及び理由 (4) 会派が提出した議案や国、県、市等への要請等の内容及び理由 (5) 会派が実施した行政視察等の報告 <p>発行先・配付先については、政党活動や後援会活動等として誤解が生じないように、議員個人の支持者や地盤となる特定の地域や団体に限定することを避け、その発行先・配付部数にかかる理由を明確にしておくこと。</p> <p>広報紙・報告書等に掲載する議員名や議員の写真等については、選挙活動や後援会活動等として誤解が生じないように、紙面上、大きく占有しないこと。（写真については、1つの広報または報告書で、全体面積の会派は6分の1以下、個人は、8分の1以下とする。）</p>

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ&A(参考指針)」より

Q 広報費に対する支出について、どのような点に留意すべきですか。

A 広報費については、政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が併存する可能性があります。広報費に対する政務活動費の支出については、広報活動を通じて、住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられるため、判例等はこれを認めていますが、その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は按分することとし、その割合については、多くの判例等が50%を基本としています。

ただし、50%以下であれば常に支出が適法とされるわけではないことに注意が必要です。事例によっては、これとは異なる割合を示した判例等もあります。例えば、政務活動と認められる事項が記載されていても、PRと思われるような要素(写真やプロフィールなど)が紙面の目立つところに掲載されていたり、多くの部分を占めている場合など、広報としての目的ではなく、会派や議員の宣伝を目的で作成されたものと判断され、その全額が返還の対象となっています。

～中略～議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載するのは必要最低限にとどめ、掲載する際は、掲載方法やその内容などから、広報紙に掲載することへの必要性について裁判で立証できるのか十分な検討が必要と考えられます。

判例

【平成24年(ワ)第530号(平成27年1月13日 長崎地裁)】

本件広報誌の表紙や本文には、A議員の氏名、写真及び似顔絵、住所、経歴などのプロフィールが大きくあるいは目立つようにレイアウトされ(とりわけ、本件広報誌の表紙につき顕著である。)、表紙の下部には「市政へのご相談などは、A(住所と携帯番号が記載)まで」との記載があることが認められ、これらによれば、本件広報誌等の作成費用には、政務調査活動としての市政活動等の広報を行うために要する経費だけではなく、実質的には、それ以外のA議員の政治活動のための経費が含まれていると推認される。そして、A議員からは、当該支出のうち政務調査活動に支出した割合についての合理的な説明がないから、その2分の1は目的外支出というのが相当である。

【平成26年(行ウ)第15号(平成30年1月31日 岡山地裁)】

上記市政報告紙(全2頁)は、1頁目においては、複数の当該議員の写真の掲載並びに当該議員のあいさつ及び市政報告会が開催された旨の記載が主であり、調査研究活動との関連性が不明な内容であるほか、2頁目においても、市議会における個人質問の内容等が記載されているものの、中心に大きく当該議員の写真が掲載されていることが認められるから、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められる。したがって、上記各支出は用途基準に適合しないというべきであり、その全額について、返還の対象となる。

公聴費	
内容	会派が住民からの市政および会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
主な例	会場費、印刷費、茶菓子代等
支出できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×議員個人の活動に要する経費 ×政党活動、後援会活動に要する経費 ×食事の提供
留意点	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動を指すが、選挙活動と誤解されないように留意する必要がある。

その他の経費	
内容	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費
主な例	人件費、事務所費等
支出できないもの	×タブレット等の購入費、通信費（H28.3議会改革特別委員会）

【参考資料】各種様式の提出時期等

様式	結成	異動	解散	年度 当初	支出			年度 末	ページ
					視察 研修会参加	備品	その他		
会派結成届	○								
会派異動届		○							
会派解散届			○						
交付申請書	○			○					
変更交付申請書		○							
交付請求書	○	○		○					
会派会計調書					○	○	○		
調査研究旅行届					○				
調査研究報告書					○				
備品台帳						○			
備品返納届			○						
備品借用届	△								
支出報告書								○	
※領収書の保存					○	○	○		